



最近の粉飾の手口例

証券取引等監視委員会事務局

課徴金・開示検査課

証券調査官 北村宏二



事例分析の観点

- 1. 監査計画立案時のリスク・アプローチ
- 2. 粉飾企業による監査対策
- 3. 監査手続上の問題



1. 循環取引の事例(その1)

- 水産業A社は、会社の組織風土として売上高至上主義が蔓延していたが、このような状況の中でB事業部長は、売上高の増大及び不良在庫の顕在化の回避を目的として、循環取引を行い、売上高、利益等を過大に計上した。
- 同部長が関係した取引先は十数社に及び、巧みに循環パターンを作出し、取引を一定金額以下に抑えることで、上長の決裁を回避していた。また、同部長の指示により、循環して戻ってくる間に数量、品名等を変えていた。



2. 循環取引の事例(その2)

- 情報・通信業A社は、経営者の指示により協力会社と共謀して製品を売上げるとともに、他方で匿名組合出資を行い、循環取引を実行した。
- 循環取引が判明しないように、契約書等の偽造も行っていった。
- 上記売上について、会計監査人の循環取引等の疑いの指摘に対し、循環取引でないことを説明する目的で、一旦匿名組合契約を解除、資金を回収した。そして新たに別の匿名組合に出資し、架空の取引を計上するなどして回収資金を返還した。その後、当該匿名組合への出資金の減損処理を回避するために、分配金があるように見せかける新たな循環取引により利益を過大に計上した。



3. 売上の過大計上の事例

- 不動産業A社は、上場以来、売上高と利益が驚異的に伸びていたため、業績予想も強気であることが多く、業績達成を強く意識して営業活動を行う傾向にあった。このような状況の中、B営業部長は売上高と利益を確保するためには、物件の簿価に通常の利益を上乗せた価額での売却が必要と考えた。
- このため、実質は不動産価額の下落により、簿価を大幅に下回る価額での交換取引に過ぎないにもかかわらず、簿価を大幅に上回る価額で売却したこととし、同額を仕入計上し、結果として売上高、利益及び在庫を過大計上した。
- 売却価額と物件価値との乖離は約2.3倍にも達していた。
- 同様の取引について、過去に会計監査人から「資金融資取引」に該当し売上計上できない旨を指摘されていたことから、稟議書を偽造したり、事実と異なる資料を提示し、会計監査人に虚偽の説明を行っていた。



4. 架空資産の計上の事例

- 情報・通信業A社は、売上の大幅な増加を見込んでいたものの、製品開発の遅れや価格競争の激化により当初の業績予想を大きく下回り、大幅な赤字決算となることが確実となった。
- A社には借入金に財務制限条項が付されており、赤字決算となって当該条項に抵触することは何としても回避しなければならなかった。
- 他方、主要得意先の売上債権の支払いが滞るようになり、当該得意先から製品や売掛金に対する担保権を実行したが、残額は請求できない契約となっていた。
- A社は、①赤字幅が拡大することを回避するために、残額を事業譲渡があったとして、のれんとして計上するとともに、②赤字を回避するために、当該得意先から不良品を無償で引渡されたように装い、社員の知人が経営する企業に架空売上した。
- A社は、会計監査人に対して状況説明を怠った。



5. 売上の前倒しの事例

- 機械製造業A社は、競争激化等により、売上高が減少する一途をたどる中で、メインバンク等の金融機関から黒字確保や予算達成等について厳しい対応を迫られていた。
- そのような中で、会計監査人の要請で売上計上基準を出荷基準から検収基準に変更したため、変更年度の売上高が減少することを危惧し、売上の前倒し計上を行うようになった。その後も売上高を維持するため継続して前倒し計上を行っていた。
- A社は得意先に対して検収書の作成を依頼していた他、出荷前に前倒し計上したものについては、監査対応のために、出荷依頼書等を偽造し、また、工場内から外部倉庫に製品を移動させていた。



6. 売上原価の付替えの事例

- 輸送用機器業A社は、生産、製造に関する成果が至上命題となっていたため、高品質を維持しつつも徹底した合理化を追求していた。受注の拡大により経理部の負担が倍増したが、適切な対応が取られていなかった。
- 利益率を意識するあまり、製造原価の一部をなんら裏付けのない一定率により建設仮勘定及び仕掛品に配賦することにより、費用を繰延べていた。
- 経理部が適正な原価を把握することができなくなっており、建設仮勘定から固定資産への振替が適切に行われず、減価償却費が過小に計上されていた。



7. 連結外しの事例

- 小売業A社は、当時金融機関による貸し渋り、貸し剥がしが厳しい中、取引銀行から繰り返し返済要求を受けていた。また、グループ会社の上場を見据えて、子会社等の整理統合による特別損失の計上が見込まれていたため、多額の利益を計上する必要があった。そのため、不動産の流動化により資金調達し、併せて売却益を計上することとした。
- しかし、不動産の流動化による売却処理が認められるには、リスク負担割合がおおむね5%の範囲内でなければならず、これを超えた場合には金融取引として処理しなければならない(委員会報告第15号)。
- そのため、子会社B社とともに特別目的会社が組成した匿名組合への出資を行い、結果としてリスク負担割合がB社と合算して5%を超えるにもかかわらず、B社の出資者をA社とは無関係の第三者を装うなど虚偽の外観を作出し、子会社として取り扱わず、売却取引として会計処理をした。
- その後、不動産を買い戻して不動産流動化スキームを終了させ、本来は計上できない多額の匿名組合清算配当金を計上した。